

## 国内有料競技会開催における協会納付金基準【参考資料】

<補足> ※基本規程第 129 条〔定義〕より

「特別協賛（冠協賛）」の定義

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を試合等の名称にする権利を得ること

「協賛」の定義

他社の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること

<例>

①チケット単価の最高額が 3,000 円以下の有料競技大会の場合 : 30,000 円

②チケット単価の最高額が 3,001 円以上（例：4,000 円）の有料競技大会の場合 :

チケット単価の最高額×10（例：40,000 円）

③「●●●カップ争奪バスケットボール大会」など、大会名に企業名・ブランド名などを含む大会 :

無料（申請および報告の手続きのみ）

④プログラムへの広告協賛のみの大会 : 無料（申請および報告の手続きのみ）